



いい歯で3歳おめでとう



2月7日(水)・3月6日(水)に行われた、3歳6ヶ月健診で、むし歯や汚れがなく、かみ合わせ等もきれいだったお子さんを紹介します。

*広報掲載に同意を頂いた方のみとなります。



きむら おと
木村 桜杜ちゃん

むし歯は、歯磨きだけでなく、食事やおやつのとおり方など、普段の生活が大切です。

家族みんなで
むし歯を予防しましょう!!

きれいな歯を
いつまでも大切に
してくださいね!!



【不妊治療費助成を開始します】

不妊治療を受けている方々に対し、保険適用後の不妊治療費の助成を行います。

【対象者】 次の①～③すべてに該当する方

- ① 令和6年4月1日以降に治療を開始している方
- ② 夫婦または夫婦の一方が東通村に住所を有し、居住実態があること
- ③ 夫婦とも村民税を滞納していないこと



【対象となる治療】 一般不妊治療

【助成額】 保険適用となる治療費の自己負担額

【申請期限】 治療が終了した日の翌日から起算して1年以内

【申請先】 東通村健康福祉課

申請書類等、詳細は
健康福祉課までお問い合わせください。



《健診の申し込みが始まります》

各地区の保健協力員が、今年度の健診の申し込み、自宅を訪問します。

自分のため・家族のため・健康のために 年1回の健診は、 忘れずに受けましょう!!



◆無料歯科健診も受付しております◆

対象者：村内に住所を有する40歳以上の方

受付方法：健康福祉課へお問い合わせください

- ・この健診は、あらかき歯科医院で受ける健診です。
- ・申し込み後、受診券が届いたら健診日を予約してください。
- ・当日は、受診券・保険証・お薬手帳をお持ちください。
- ・詳細については、健康福祉課 保健師までお問い合わせください。



【昨年度の住民健診で精密検査が必要と判定された方へ】



精密検査を受けましたか？特に6月に集団健診を予定されている方は、去年の結果をそのままにせず、精密検査を受診しましょう。

精密検査を受診された方は、受診結果を確認の上、健康福祉課 保健師までお知らせください。

＜協会けんぽ加入者（被扶養者）の方へ「特定健診」のお知らせ＞

国保以外の協会けんぽ加入者（被扶養者）も、1年に1度特定健診を受診して、自分自身の健康状態のチェックと病気の早期発見に努めましょう。

この保険証をお持ちの方へのお知らせです。
お持ちの保険証をご確認願います。

●受診対象年齢

40歳（令和7年3月31日までに40歳になる方）
～74歳（75歳の誕生日前日までの方）

●健診場所・健診日

配布済みの健康カレンダーの住民健診日程をご確認ください。

●申し込み方法

事前に予約が必要です。直接電話で、青森県総合健診センターへお申し込みください。（☎017-741-2336）

●個人負担

受診券に記載の自己負担をご確認ください。

●特定健診当日お持ちいただくもの

・保険証

・受診券→4月中にご自宅へ郵送予定。受診券の有効期限及び自己負担をご確認ください。12月で期限切れの場合があります。お問い合わせ先：協会けんぽ青森支部（☎017-721-2723）

*なお、健診日に胃がん・大腸がん・肺がん・婦人科の各種がん検診もあわせて受診できます。
がん検診の申し込みは、健康福祉課へ連絡をお願いします。（☎28-5800）

